

令和2年5月15日

事業主様
被保険者様

関西文紙情報産業健康保険組合

「緊急事態宣言」延長期間における当組合の健診業務等について

今般、新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方に謹んでお悔やみ申し上げますとともに、感染された方々の一刻も早いご回復を心よりお祈り申し上げます。

さて、現在“緊急事態宣言”は5月4日の政府発表で更に5月31日まで延長され、14日の見直しでも“大阪府”については、「特定警戒都道府県」のひとつであるために解除されていませんが、21日を目途に再度“中間評価”を行い見直すことが発表されました。

これにより、連休前にご案内していた当組合“健康管理室”における健診業務についても一旦5月22日(金)まで休止としていますが、現在のところ下記のとおりの取り扱いといたしますので、ご理解、ご協力を賜りますようよろしくお願ひいたします。

記

1. 当組合“健康管理室”における健診業務の休止（延期）

- ・大阪府の自粛要請解除等に関わらず、**政府の緊急事態宣言発令中【原則5月29日(金)迄】は、健診業務の休止期間を延長します。**

2. 5月末日までに「緊急事態宣言」が解除された場合の取扱い

- ・**5月21日（木）までに“解除”となる場合**
⇒ **5月25日（月）から健診業務を再開します。**
- ・**5月22日（金）以降に“解除”となる場合**
⇒ **6月1日（月）から健診業務を再開します。**
- ・更に「緊急事態宣言」が延長される場合や“解除後”再宣言される場合などの**健診業務再開については、改めてお知らせいたします。**

3. 「緊急事態宣言」発令中における健保組合の一般業務について

- ・現行どおり、**午前9時から午後5時まで**です。
- ・**時差出勤や交代制による勤務シフトを継続します**のでご協力をお願いします。

上記1. 及び2. に関するお問い合わせは（06-6765-9212）保健事業課まで